

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から46年3月まで

昭和45年4月から家業を手伝うことになり、義母に勧められて当然と思いい国民年金に加入した。妻及び義父母の国民年金保険料に未納は無いため、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、義母の勧めで国民年金に加入し、義母又は妻が国民年金保険料を納付してくれたと述べているところ、申立人の妻が所持する保険料領収書の中に、申立人の領収書の一部が保管されている上、納付日付が確認できる昭和59年度以降は、夫婦同一日に保険料を納付していたことが確認できることから、基本的に申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたことがうかがわれる。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みである上、申立人の妻及び国民年金への加入を勧めたとする申立人の義母も保険料はすべて納付済みであることから、申立人及びその家族の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は婚姻後の昭和46年6月ごろに払い出されており、この時点で、申立期間は過年度納付が可能である上、申立人が申立期間当時居住していた町では、役場内の国民年金の窓口で過年度納付書を発行していたことから、申立人に対して過年度納付書が発行され、申立人の妻が申立人の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月

私は昭和60年6月に会社を退職した後、すぐに国民年金の加入手続きを行ったが、年金記録によると60年7月からの加入とされている。自分の所持する年金手帳には初めて被保険者となったのは60年6月と記載があるので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、オンライン記録によると昭和60年7月3日とされているが、申立人は退職した後すぐに国民年金加入手続きをしたはずであると述べており、申立人の所持する年金手帳から厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日の同年6月21日に任意加入被保険者として資格取得していることが確認できることから、行政側の事務処理の不手際がうかがえる。

また、申立期間は1か月と短期間であるほか、申立人の国民年金加入手続き及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、申立期間当時、その妻が厚生年金保険被保険者であったことから、申立人の国民年金への加入は任意加入であったところ、申立人に係る国民年金加入手続きを行い、申立期間後の保険料を遅滞無く納付しているなど、その妻の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識の高さもうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 1178

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和60年12月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月1日から同年12月2日まで

社会保険事務所(当時)に申立期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が確認できないとの回答であったが、申立期間は同一グループ企業内で移籍した時期であり、A事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB事業所(A事業所の親会社)の回答書から判断すると、申立人はA事業所に係るグループ会社に継続して勤務し(昭和60年12月2日にA事業所からC事業所に異動)申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和60年10月のオンライン記録から18万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は、昭和60年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、B事業所は、社会保険事務所に対しA事業所の厚生年金保険の適用事業所でなくなる日を同年12月2日として届け出なければならぬところを誤って同年11月1日と届け出たことを認めている上、申立期間について申立人がA事業所に在籍していたと回答していることから、A事業所は、申立期間において事業閉鎖の事実はなく、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 1179

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和60年12月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月1日から同年12月2日まで

社会保険事務所(当時)に申立期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が確認できないとの回答であったが、申立期間は同一グループ企業内で移籍した時期であり、A事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB事業所(A事業所の親会社)の回答書から判断すると、申立人はA事業所に係るグループ会社に継続して勤務し(昭和60年12月2日にA事業所からC事業所に異動)申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和60年10月のオンライン記録から22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は、昭和60年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、B事業所は、社会保険事務所に対し、A事業所の厚生年金保険の適用事業所でなくなる日を同年12月2日として届け出なければならぬところを誤って同年11月1日と届け出たことを認めている上、申立期間について申立人がA事業所に在籍していたと回答していることから、A事業所は、申立期間において事業閉鎖の事実はなく、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月8日から24年2月23日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和24年2月23日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した当時の申立人に係る脱退手当金の支給要件は、申立人の脱退手当金が支給されたと記録のある被保険者期間は5年未満の21月であり、かつ、申立人は死亡者ではないことから、「被保険者期間6月以上20年未満の女子被保険者が婚姻又は分娩のため資格喪失したとき」であると考えられる。しかし、申立人は、「退職理由は、物資難で仕事ができなくなったためであり、婚姻や出産ではない。」と主張しており、戸籍謄本からも昭和28年まで婚姻及び分娩の記録は確認できないことから、申立人は当該脱退手当金の支給要件を満たしていないものと考えられる。

また、申立人に支給されたとする脱退手当金の額は、法定支給額と相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間に係る資格喪失日（昭和34年9月1日）及び資格取得日（昭和34年11月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和34年9月は7,000円、同年10月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月1日から同年11月15日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。しかし、2か月間も仕事を休んだり、辞めたりしたことは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A事業所において昭和29年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年9月1日に資格を喪失後、同年11月15日に当該事業所において再度、資格を取得しており、同年9月及び同年10月の申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、昭和34年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「申立人から仕事を教えてもらったので、申立人が休んでいたということはない。」と証言している。

また、申立人のことを記憶する複数の同僚は、「自分も申立人も仕事は同じB業務で正社員だった。申立人は申立期間も継続して勤務していた。」と証言しており、オンライン記録によれば、当該複数の同僚は、申立期間について厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA事業所に継続して勤

務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 34 年 9 月は A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間直前の記録から 7,000 円、同年 10 月は同名簿の定時決定の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 事業所は既に廃業しており不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 9 月及び同年 10 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の船舶所有者Aにおける資格喪失日は、昭和50年5月30日であると認められることから、船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月1日から50年5月30日まで

船員手帳では、昭和50年7月に失業保険金を受給した際の船員保険の被保険者期間が、昭和47年11月1日から50年5月30日までと記載されているが、ねんきん特別便を確認したところ、船員保険の被保険者資格の喪失日が49年7月1日になっている。

船員手帳等の資料を所持しているため、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳、家計簿及び船員手帳により、申立人が申立期間において船舶所有者AのB船舶に勤務していたことが認められるところ、オンライン記録では、昭和49年7月1日に船員保険の被保険者資格を喪失している。

一方、船舶所有者Aの船員保険被保険者名簿によると、当初、申立人の船舶所有者Aにおける船員保険の資格喪失日は昭和50年5月30日と記載されていたところ、当該船舶所有者Aは同年10月13日付けで49年7月1日に船員保険の適用事業所でなくなった旨の処理がなされており、当該処理日と同日の50年10月13日付けで、申立人の資格喪失日を49年7月1日とする訂正処理がさかのぼって行われていることが確認できる。

また、昭和49年7月1日に被保険者資格を喪失している多数の同僚が、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を50年10月13日付

けで49年7月1日にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する船員手帳から、申立人は、昭和50年7月2日に船員保険の失業保険金の受給に係る求職の申込みを行い、同年8月1日において、47年11月1日から50年5月30日までの船員保険の被保険者期間に係る失業保険金を受給していることが確認できる。

以上のことから、船舶所有者Aが船員保険の適用事業所でなくなった日である昭和49年7月1日において、当該船舶所有者Aは船員保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上述の遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の船舶所有者Aにおける資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和50年5月30日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、船舶所有者Aにおける申立人に係る船員保険被保険者名簿の記録から、18万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和20年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年5月24日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人の資格取得日は、昭和20年5月24日、資格喪失日は同年8月11日であると認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者記録を訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年5月24日まで  
② 昭和20年5月24日から同年8月11日まで

社会保険事務所（当時）に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について船員保険に加入していた事実がない旨の回答を得た。

申立期間①当時は、A事業所管理下のB事業所にて予備船員として雇われていた。その後、徴用され、申立期間②においてC軍の徴用船である、E船舶に乗船した。

乗船した期間はもちろんのこと、予備船員の期間も船員保険に加入しなければならないはずであるので、申立期間①及び②を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の申立期間当時の状況についての記憶、B事業所から提出された人事記録及び当該事業所の担当者の回答から判断すると、申立人はA事業所の管理下であるB事業所において、昭和20年4月1日から予

備船員として在籍していたことが確認できる。

また、D省より提出された申立人の履歴書より、申立人が昭和 20 年 5 月 24 日にC軍に召集され徴用船E船舶に同年 8 月 10 日まで乗船していたことが確認できる。

なお、予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されない者）を船員保険の被保険者とする制度が昭和 20 年 4 月 1 日より開始されている。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、B事業所の人事記録に記載されている申立人の雇入日における給与額から、60 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に解散し、A事業所の管理下のB事業所は「当時、船員保険の届出及び保険料の納付は実質的にA事業所が行っていたため不明である。」と回答しているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、社会保険事務局（当時）の資料によれば、昭和 19 年 4 月 1 日から 20 年 8 月 15 日まで、国から給与が支給されるC軍甲船員は船員保険の被保険者期間として算入されることとなっており、D省より提出された申立人の履歴書より、申立人は昭和 20 年 5 月 24 日から同年 8 月 10 日までC軍徴用船であるE船舶に乗船し、国から給与が支払われるC軍甲船員であったことが確認できる。

また、E船舶は社会保険庁（当時）が所持する戦時加算該当船舶名簿により、戦時加算該当船舶として確認できる。

さらに、当時の船員保険法第 60 条の 2 では、F 及びC軍に徴集又は召集された期間については、その船員保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人がC軍に召集されていた申立期間②については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の資格取得日は昭和 20 年 5 月 24 日、資格喪失日は同年 8 月 11 日とすることが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の標準報酬月額を確認できる資料がないため、「厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条」の規程に準じ、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月13日は25万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

オンライン記録によれば、平成19年7月の賞与についての記録が無いが、同年7月の賞与支払明細書から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、A事業所から提出された賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年7月13日は25万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係

る平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月13日は11万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

オンライン記録によれば、平成19年7月の賞与についての記録が無いが、同年7月の賞与支払明細書から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、A事業所から提出された賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年7月13日は11万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係

る平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月13日は24万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

オンライン記録によれば、平成19年7月の賞与についての記録が無いが、同年7月の賞与支払明細書から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、A事業所から提出された賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年7月13日は24万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係

る平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと  
認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月13日は18万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

オンライン記録によれば、平成19年7月の賞与についての記録が無いが、同年7月の賞与支払明細書から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、A事業所から提出された賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年7月13日は18万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係

る平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 5 月まで  
平成 20 年 4 月に「ねんきん特別便専用ダイヤル」で対応された方から、昭和 46 年 1 月から同年 5 月までの期間は納付記録の確認ができたと説明を受けた。当時、納付した保険料額を父に話した時、父はその金額に驚き、父の扶養に入っていれば保険料を納付する必要は無かったことを父から聞いて後悔したような記憶が残っている。その記憶から申立期間の保険料を納付したように思うので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が、平成元年 4 月に国民年金第 3 号被保険者に該当したことに伴い同年 8 月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ、申立人は、初めて国民年金加入手続を行ったものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金には未加入であったことになり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 46 年 1 月に会社を退職した際、国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を一括納付したと述べているが、これらについて、明確な記憶は無いとしていることから、申立期間当時の状況は不明である。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 39 年 3 月まで

私は、母の事業を継ぐため、昭和 37 年 6 月に会社を辞め、夫婦二人で国民年金に加入し納税貯蓄組合を通じて国民年金保険料を納付してきた。将来のために保険料はがんばって納付してきたので、おおよそ 2 年分が未納とは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母の事業を継ぐために、退職後の昭和 37 年 6 月ごろ、国民年金に加入し、納税貯蓄組合を通じて国民年金保険料を納付してきたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 39 年 7 月に払い出されており、これ以外に申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ、申立人は加入手続を行い、37 年 6 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと推認され、この時点で申立期間に係る保険料は過年度となるが、同組合では、過年度分の保険料は取り扱っていなかったと考えられる上、申立人もさかのぼって納付した記憶が無いとしており、申立期間の保険料について過年度納付したことはうかがえない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されている申立人の妻も、申立期間に係る保険料は未納とされている。

さらに、申立人の居住する市の国民年金電算データにおいても、申立期間は未納とされており、オンライン記録と齟齬は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1196

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 50 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 50 年 8 月まで  
夫が、定年近くなったころ、会社から「専業主婦でも、今一括して保険料を納付すれば過去 15 年間さかのぼり国民年金に加入していたとみなされる」と知らされ、支給されたボーナスの中から現金 16 万円を会社の事務員に手渡し手続を依頼したので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、定年が近くなったころに、その夫の勤めていた会社から案内を受け、賞与のうち 16 万円を申立期間に係る国民年金保険料として、同僚の事務員に渡し、特例納付したとして、預り証及び出納簿の写しを提出するとともに口頭意見陳述時にはこれらの原本も提示しているところ、同出納簿の昭和 49 年 12 月 6 日の欄に「ボーナス 254 万（手取り 187 万）うち 16 万 年金<sup>遡及</sup>」との記載があることから、このころ金銭の授受があったことはうかがえる。しかし、預り証を見ると、申立期間の保険料として支払ったとする金額（16 万円）は確認できるものの、国民年金保険料を預かったとする記載は無い。

このことから、申立人の夫が事業所の者に何らかの費用を預けたであろうことまでは推認されるが、預けた後に事務員を通じて年金手帳の交付は無く、その後改めて申立人自身で加入手続をしているなど、加入経緯に不合理な点があり、また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続を行ったことは無いとしているほか、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立人の国民年金への加入については任意加入となり、制度上、任意加入となる期間について遡<sup>さかのぼ</sup>りして国民年金被保険者資格を取得することはできず、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

さらに、申立人の夫は、申立人の保険料として、金銭を預けた後に、市の

領収印が押された紙を見たと言っているが、申立期間当時に申立人が居住していた市は、特例納付に係る保険料を取り扱っておらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1197

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 63 年 2 月まで

申立期間当時は国民年金の加入は任意ではあったが、両親が将来のことを考えて、成人した昭和 60 年から国民年金保険料の支払いをしてきていた記憶があり、未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人に係る国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたと述べているところ、その母親は、母親自身の保険料と申立人の保険料を一緒に 1 年分まとめて納付していたと述べているが、納付時期及び納付金額を明確に覚えておらず、納付書の様式も固定資産税のものと混同しているなど、記憶はあいまいである。

また、申立人の所持する年金手帳には、申立人が申立期間に国民年金に加入していたことを示す記載は無く、申立人自身も、ほかの年金手帳を交付されたか分からないとしており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない。

さらに、申立人の基礎年金番号の前後の番号の者を調査したところ、おおむね平成 7 年 4 月ごろから保険料の納付を開始しており、申立人の 5 年 4 月の保険料も 7 年 5 月 23 日に過年度納付されていることから、このころ、申立人は国民年金の加入手続を行い、5 年 4 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと推測されるが、申立期間当時は、学生であったことから、国民年金の加入は任意加入であり、当時の制度上、申立期間までさかのぼって資格を取得することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月2日から同年6月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。  
A事業所から発行された給与支払明細書により勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間におけるA事業所の給与支払明細書を所持しているとし、申立期間は、A事業所に勤務して給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかし、オンライン記録によると、A事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は、昭和30年6月1日であることが確認できる。

また、申立人が提出した給与支払明細書は、支払月の記載はあるものの、支払年の記載が無いため、給与支払明細書に記載されている健康保険の控除額を確認したところ、当該控除額は昭和30年6月1日に改正された保険料率に基づき算出した保険料額と一致することから、上述の給与支払明細書は、申立期間以降にA事業所から受け取った給与支払明細書であると考えることが自然である。

さらに、A事業所の事業主は亡くなり、同僚にも連絡が取れないため、事業主の妻に照会したが、「申立期間当時の資料は残っていません。結婚したのはA事業所の倒産後で、何も分かりません。」との回答しか得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 31 日から 51 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、A事業所（B事業所）に勤務していた申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立事業所に勤務していた事は事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C市にあったA事業所（商業登記簿上、昭和 47 年 3 月 9 日にB事業所から商号変更）に勤務していたと主張しているところ、オンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することができず、C市において、A事業所又はB事業所と類似する名称で、厚生年金保険の適用事業所となっている事業所の被保険者記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、商業登記簿謄本から確認できる当時のA事業所の事業主は、オンライン記録によれば、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、上述のA事業所の事業主は既に死亡しており、申立人は当時のA事業所の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況について確認をすることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1190

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 39 年 6 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録から、A事業所は申立期間後の昭和 43 年 9 月 1 日にB事業所（A事業所が名称変更）として厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、C事業所（B事業所が名称変更）の元事業主は、「申立人のことは覚えている。事業所は、失業保険及びD健康保険組合に加入しており、申立人は厚生年金保険には加入しなくてもよい第二種組合員（日雇労働者）の扱いだったと思う。保険料が天引きされていたというのであれば、失業保険料とD健康保険組合の健康保険料だと思う。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立人は、昭和 37 年 10 月 13 日に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間中の 39 年 1 月から平成 14 年 9 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が同時期にA事業所に勤務していたと記憶する同僚は、「申立人とは一緒に働いた。自分は国民年金に加入していた。」と証言しており、オンライン記録から、当該同僚は、申立期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1191

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から同年12月ごろまで  
(A事業所)  
② 昭和21年12月ごろから24年3月まで  
(B事業所)

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。申立期間①及び②について、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所属していたとするA事業所などの駐留軍施設に勤務する日本人従業員については、国がその労務管理に当たっていたが、昭和23年から24年にかけて駐留軍施設が所在する都道府県に「渉外労務管理事務所」を設立し、それ以降は国の機関委任事務として駐留軍施設従業員の労務管理業務を行っていた。

しかし、「進駐軍労務者に対する健康保険及び厚生年金保険の適用に関する件」（昭和23年12月1日付け保発第92号・厚生省保険局長通知）により、各地の渉外労務管理事務所は昭和24年4月1日以降、社会保険制度の適用事業所となったことが確認できる。

また、申立人が同僚と記憶する者は、申立期間①当時の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、当該同僚は、亡くなっており、証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①について、A事業所の労務管理関係書類を引き継いでいるC省D局に、申立人の人事記録及び申立期間①当時における厚生年金保険の適用、

保険料の控除の状況について照会したが、これらを確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人はB事業所に勤務していたと主張し、当該事業所の業務内容及び記憶する同僚の氏名について詳細に述べている。

しかし、オンライン記録から、B事業所は、昭和23年11月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる。

また、B事業所において厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和23年11月1日であることが確認できる複数の同僚に照会したところ、申立人のことを記憶しておらず、申立期間のうちB事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和23年11月1日）以降について、申立人が当該事業所に勤務していたことを確認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人が同僚として氏名を挙げた者のうち、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない者が複数見受けられる。

なお、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、B事業所が新規適用事業所となった日（昭和23年11月1日）から昭和24年5月1日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月ごろから 36 年 6 月 15 日まで  
② 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 4 月ごろまで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②についてA事業所で厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A事業所には昭和 35 年 1 月ごろから次の会社に就職した少し前の 37 年 4 月ごろまで勤務したと思うので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所に勤務していた複数の同僚の証言から、勤務期間を特定することができないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は、昭和 35 年 3 月 10 日であることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人と同年同月に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ喪失していることが確認できる複数の元従業員のうち1人は、「私はA事業所において厚生年金保険の被保険者になる前から当該事業所に勤務している。また、被保険者資格の喪失日以降も勤務している。」と証言しており、申立人と同年同月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の元従業員のうち1人は、「私は資格喪失日において実際には退職しておらず、その後も続けて勤務していた。その当時、経営状態が厳しかったことから、会社が人員整理のために一部社員の身分を切り替えたと思う。保険料は控除されていなかったように思う。」と証言していることから、A事業所においては勤務したすべての期間について必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び事務担当者は既に死亡していることが確認できることから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 29 日から 39 年 1 月ごろまで  
(A事業所又はB事業所)  
② 昭和 39 年 1 月ごろから 40 年 1 月ごろまで  
(E事業所)  
③ 昭和 40 年 1 月ごろから 44 年 2 月 9 日まで  
(G事業所)

社会保険事務所(当時)に年金記録の照会を行ったところ、過去に勤務していた事業所の年金記録が確認できなかった。

当時の給与明細書等は所持していないが、申立期間①から③までの期間は確かに勤務していたので、申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A事業所かB事業所で勤務していた。どちらも同じ業種である。事業主及び同僚の氏名は記憶していない。」としているため、申立人が記憶するA事業所及びB事業所の所在地における厚生年金保険の適用事業所が記載されている事業所名簿を確認したところ、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認ができず、B事業所は申立期間①後の昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者となっている者の年金記録を確認したところ、いずれも当該事業所で厚生年金保険の被保険者となるまでの期間、C事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できたため、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、昭和 36 年 3 月 27 日から 40 年 2 月 26 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。なお、C

事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる者から、申立期間①当時にB事業所で勤務していた者を特定することはできなかった。

さらに、D事業所（B事業所が名称を変更）に申立期間①当時の資料の保管状況、厚生年金保険の適用及びA事業所について照会したが、「当時の資料は無い。厚生年金保険の適用については分からない。A事業所があったかどうか分からない。」と回答している。

申立期間②について、申立人が勤務していたとするE事業所の所在地における厚生年金保険の適用事業所が記載されている事業所名簿を確認したが、E事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間②後の昭和63年2月1日であることが確認できる。

また、申立人は、「事業主及び同僚についての記憶は無いが、自分が勤務していた当時、E事業所はF業であった。」としているところ、同事業所に申立期間②当時の主な業種、従業員に係る資料の保管状況及び厚生年金保険の適用について照会したが、「当社は、元々F業であった。当時の従業員についての資料は無い。厚生年金保険については、昭和63年2月に適用事業所となっており、それ以前は、従業員が個人で国民年金に加入していた。」と回答している。

申立期間③について、複数の同僚の証言から、申立人がG事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、上述の複数の同僚は、「申立期間当時、G事業所は厚生年金保険に加入していなかった。同事業所が厚生年金保険に加入したのは、平成に入ってからである。」と証言しており、G事業所の所在地における厚生年金保険の適用事業所が記載されている事業所名簿を確認したが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間③後の平成元年11月1日であることが確認できる。

また、申立人は、「G事業所に勤務していた当時、数週間H病院に入院し、健康保険被保険者証を使用したことがある。」としているところ、H病院に申立人に係る記録の保存状況を確認したが、「申立人の旧姓を含む氏名、生年月日で検索したが、申立人に係る資料は無い。」と回答しており、申立人が居住していたとするI市及びJ市に、申立人に係る国民健康保険の被保険者記録について照会したが、両市ともに、申立人に係る記録は確認できなかった。

さらに、G事業所の業種はK業であることから、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。